

◎新潟県訓令第9号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、別表第6の改正は平成27年5月31日から、別表第4の改正は同年6月1日から実施する。

平成27年5月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「削除別表細目号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び削除別表細目号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前																	
<b>別表第4（第6条関係）</b> (略) 土木部 (略) 建築住宅課 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(1) <u>建築基準法第12条第7項</u>の規定による立入検査等を命ずること。</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>建築基準法第6条の2第6項</u>（同法第87条第1項、第87条の2第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、建築基準関係規定に適合しない旨を通知すること。</td> <td>(2)～(45) (略)</td> </tr> <tr> <td>(2)の2～(15) (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (略)		部長専決事項	課長専決事項	(1) (略)	(1) <u>建築基準法第12条第7項</u> の規定による立入検査等を命ずること。	(2) <u>建築基準法第6条の2第6項</u> （同法第87条第1項、第87条の2第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、建築基準関係規定に適合しない旨を通知すること。	(2)～(45) (略)	(2)の2～(15) (略)		<b>別表第4（第6条関係）</b> (略) 土木部 (略) 建築住宅課 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(1) <u>建築基準法第12条第6項</u>の規定による立入検査等を命ずること。</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>建築基準法第6条の2第11項</u>（同法第87条第1項、第87条の2第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、建築基準関係規定に適合しない旨を通知すること。</td> <td>(2)～(45) (略)</td> </tr> <tr> <td>(2)の2～(15) (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (略)		部長専決事項	課長専決事項	(1) (略)	(1) <u>建築基準法第12条第6項</u> の規定による立入検査等を命ずること。	(2) <u>建築基準法第6条の2第11項</u> （同法第87条第1項、第87条の2第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、建築基準関係規定に適合しない旨を通知すること。	(2)～(45) (略)	(2)の2～(15) (略)	
部長専決事項	課長専決事項																		
(1) (略)	(1) <u>建築基準法第12条第7項</u> の規定による立入検査等を命ずること。																		
(2) <u>建築基準法第6条の2第6項</u> （同法第87条第1項、第87条の2第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、建築基準関係規定に適合しない旨を通知すること。	(2)～(45) (略)																		
(2)の2～(15) (略)																			
部長専決事項	課長専決事項																		
(1) (略)	(1) <u>建築基準法第12条第6項</u> の規定による立入検査等を命ずること。																		
(2) <u>建築基準法第6条の2第11項</u> （同法第87条第1項、第87条の2第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、建築基準関係規定に適合しない旨を通知すること。	(2)～(45) (略)																		
(2)の2～(15) (略)																			
<b>別表第6（第15条関係）</b> (1)～(3) (略) (4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項 <table border="1"> <thead> <tr> <th>専決権限を有する者</th> <th>専 決 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健所 医薬予防課長（医薬予防課長を置かない保健所にあつては地域保健課長）</td> <td>(1)～(22) (略)</td> </tr> </tbody> </table>		専決権限を有する者	専 決 事 項	(略)		保健所 医薬予防課長（医薬予防課長を置かない保健所にあつては地域保健課長）	(1)～(22) (略)	<b>別表第6（第15条関係）</b> (1)～(3) (略) (4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項 <table border="1"> <thead> <tr> <th>専決権限を有する者</th> <th>専 決 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健所 医薬予防課長（医薬予防課長を置かない保健所にあつては地域保健課長）</td> <td>(1)～(22) (略) (22)の2 <u>薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第1条の規定による改正前の薬事法施行令（次号及び第22号の4）</u>において「旧薬事令」という。）</td> </tr> </tbody> </table>		専決権限を有する者	専 決 事 項	(略)		保健所 医薬予防課長（医薬予防課長を置かない保健所にあつては地域保健課長）	(1)～(22) (略) (22)の2 <u>薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第1条の規定による改正前の薬事法施行令（次号及び第22号の4）</u> において「旧薬事令」という。）				
専決権限を有する者	専 決 事 項																		
(略)																			
保健所 医薬予防課長（医薬予防課長を置かない保健所にあつては地域保健課長）	(1)～(22) (略)																		
専決権限を有する者	専 決 事 項																		
(略)																			
保健所 医薬予防課長（医薬予防課長を置かない保健所にあつては地域保健課長）	(1)～(22) (略) (22)の2 <u>薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第1条の規定による改正前の薬事法施行令（次号及び第22号の4）</u> において「旧薬事令」という。）																		

<p>(23)～(25) (略)</p>	<p><u>第45条第1項の規定による許可証の書換え交付をすること。</u>  <u>(22)の3 旧薬事令第46条第1項の規定による許可証の再交付をすること。</u>  <u>(22)の4 旧薬事令第46条第3項又は第47条の規定による許可証の返納を受けること。</u>  (23)～(25) (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>